

社会福祉法人県央福祉会  
評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人県央福祉会の評議員に対して支給する報酬について規定する。

(報酬額等)

第2条 法人の指定する評議員会、入札、賞罰委員会、その他の会議（以下「会議等」という）に出席した法人評議員に対し、報酬を支払う。ただし、常勤職員を兼務している評議員については報酬を支給しない。また、非常勤職員を兼務している場合で、勤務日以外での会議等については報酬を支給する。

2. 報酬の額は、1日当たり12,640円とし、源泉徴収後の金額を、その都度支払うものとする。なお、同一日に複数の会議等に出席した場合であっても、1日当たりの報酬額は変更しないものとする。

(その他)

第3条 この規定に定めのない事項は、理事会において協議して定めるものとする。

(附則)

この規則は平成10年11月1日から施行する。

平成23年4月1日 改正 平成24年4月1日 改正  
平成25年1月1日 改正 令和3年3月1日 改正